

江戸川区立松江第一中学校改築工事
基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル
実 施 要 項

令和 7 年 1 1 月

江戸川区



江戸川区立松江第一中学校改築工事 基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

江戸川区立松江第一中学校の改築にあたり、基本設計及び実施設計業務には、学校及び発注者等の考え方に柔軟に対応し、パートナーとなり得る豊富な実績と確かな技術力を有している必要がある。江戸川区は昨今の建設費の高騰に対応すべく、改築工事費の抑制及び施工効率を高めた計画(以下「ベースプラン」)を作成した。本要項はこれらを踏まえ、優れた提案能力を持つ設計者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

江戸川区立松江第一中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託(以下「本業務委託」)

(2) 発注者

江戸川区

(3) 業務内容

江戸川区立松江第一中学校改築工事基本設計及び実施設計業務

(4) 委託期間

契約日の翌日から令和10年3月17日(予定)までとする。

(5) 担当部署

所 管：江戸川区都市開発部学校建設技術課(事務局)

所 在：郵送の場合

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所

持参の場合

〒132-0021 江戸川区中央一丁目3番7号 江戸川中央ビル5階

電 話：03-5662-8729(直通)

メール：gakko-kensetsu@city.edogawa.tokyo.jp

送信の際は、●を@に置き換えてください。

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の(1)に掲げる要件をすべて満たす単体企業、または(2)に掲げる要件をすべて満たす設計共同企業体とする。なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 単体企業(「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づく官公需適格組合を含む)

江戸川区競争入札参加資格があること。(参加表明書提出日までに、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」へ申請手続きをして江戸川区の入札参加資格を取得されていること)

東京都及び江戸川区から工事の設計契約に係る指名停止期間中でないこと。

令和7年4月1日以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。

経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りに

なったとき等。ただし、江戸川区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し3年以上行っていること。

本業務委託に従事する一級建築士数が3名以上であること。

上記の所属一級建築士は、令和7年4月1日現在、入社1年を経過する正社員であること。

(2) 設計共同企業体

上記(1)を全て満たしている者により構成されること。ただし、は構成員の合計数が満足することによりよい。

構成員の数は3者以内であること。

代表者は出資割合が最大であること。

構成員の出資比率は20%以上とすること。

構成員は単体企業での参加者、他の設計共同企業体の構成員および他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

4 改築工事の概要

(1) 概要

既存プール及びテニスコートを先行解体し、敷地内に校舎、屋内運動場及び屋内温水プールの新築を行うもので、新校舎の使用開始後、既存校舎（棟・棟・棟）及び屋内運動場（棟）等を解体し、外構、校庭整備及びテニスコート新設を行うものとする。

(2) 工事名称

江戸川区立松江第一中学校改築工事

(3) 所在地

江戸川区松江五丁目5番1号

(4) 敷地面積

約18,100㎡（令和7年11月現在、測量中のため参考値である。）

(5) 建築物の予定規模

ア 構造

鉄筋コンクリート造またはその他構造（コンクリート充填鋼管構造等）とし、コスト及び工期等を十分に考慮すること。（施設の転用を見越したラーメン構造とする）

イ 工法

施工の容易な汎用性の高い工法とする。

ウ 延べ面積

校舎、屋内運動場、屋内温水プール： 9,700㎡程度

付属棟等： 200㎡程度

縮小するように努めること。

(6) 用途及び予定室数

ア 用途

中学校（校舎、屋内運動場、屋内温水プール）

イ 予定室数

資料2を参照。

(7) 改築事業スケジュール
資料 3 を参照。

5 参加表明書

本件に参加するにあたっては、以下に示す内容に留意し、別添の各様式に基づき参加表明書を提出すること。

(1) 記載にあたっては以下の事項に留意すること。

ア 様式に既に記載されている文字等は削除・変更しないこと。ただし、文字の大きさと書体については、見やすさを損なわない範囲で調整可能とする。

イ 用紙の大きさは A 4 判タテ（片面印刷）とする。

ウ 単体企業で参加する場合は、様式 A（参加表明書）に必要事項を記入すること。

エ 設計共同企業体で参加する場合は、様式 B（参加表明書（設計共同企業体用））、様式 C（委任状）及び様式 D（設計共同企業体協定書）に必要事項を記入すること。

オ 様式 1（事務所の技術職員・有資格者数）に記載する内容は、下記のとおりとする。

事務所の技術職員の資格・担当別人数

複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記入すること。

複数の資格を有する職員についてはいずれか 1 つの資格の保持者として取り扱う。

官公需適格組合または設計共同企業体で応募する場合は、合算した技術職員・有資格者数を記入すること。

協力事務所がいる場合は、本様式に記入せず、様式 4（協力事務所）に記入すること。

本業務委託に従事する一級建築士 3 名の氏名・登録番号

カ 様式 2 - 1 及び 2 - 2（事務所の業務実績・地域貢献）に記載する内容は、下記のとおりとする。

業務実績には、過去 10 年間に完了した日本国内の同種、類似及び区設計を、それぞれ 3 件以内で記入すること。なお、工事区分は、同種と類似において新築、増築及び改築が対象であり、大規模の修繕または大規模の模様替えは業務実績に含まない。

「業務実績」とは、平成 27 年 4 月以降に完了した設計業務、監理業務をいい、現在業務中（履行中）のものは、業務実績に含まない。なお、「設計業務」とは、基本設計かつ実施設計の両方を含むものを対象とする。

「同種」とは、公立、私立を問わず 1 棟で延べ面積 1,500 m²以上（既存部分の床面積を除く。）の小学校・中学校をいう。

「類似」とは、国または地方公共団体が発注した同種以外の 1 棟で延べ面積 1,500 m²以上（既存部分の床面積を除く。）の建築物をいう。

例 1 中高一貫校は「同種」

例 2 公立高等学校は「類似」

例 3 私立高等学校は「記載対象外」

例 4 増築及び改築の対象床面積 1,500 m²未満の同種及び類似は「記載対象外」

同種と類似を置き換えて 3 件以上記入することはできない。

「区設計」とは、江戸川区が発注した建築工事設計業務委託（同種及び類似の設計業務との重複は可。）をいい、工事区分は問わない。

業務実績の記入優先順位は、延べ面積の大きいものから記入すること。

業務名は、上段に受注した設計業務名を記入すること。官公需適格組合、設計共同企業体で応募する場合は、業務名の下段に、業務を行った組合員または構成員を記入すること。また、協力事務所としての参画の場合は、元請事務所名を記入すること。

同一物件においての設計業務と監理業務は併せて1つの業務とする。

受注形態は、単独、組合（官公需適格組合）、JV（設計共同企業体）または、協力（協力事務所としての参画）のいずれかを記入すること。

構造・規模は、上段に「構造種別—地上階数/地下階数」を記入すること。

例 R C造、地上5階、地下1階の場合「R C - 5 / 1」

中段は施設全体面積を、下段は業務実績の対象床面積をそれぞれ記入すること。

業務完了年月は、設計業務のみの場合には設計業務完了日を記入し、監理業務及び設計・監理業務の場合には、監理業務完了日を記入すること。

工事監理業務実績の有無は、どちらかに「○」をつけること。

区設計以外の地域貢献は、単体企業、設計共同企業体または協力事務所が、江戸川区との災害時協力協定、江戸川区依頼による活動（耐震コンサルタント派遣、耐震相談会等）がある場合は記入すること。

キ 様式3 - 1及び3 - 2（総括責任者・主任技術者の業務実績等）に記載する内容は、下記のとおりとする。

記入にあたっては、上記力を参考とすること。

総括責任者は、本業務委託を受託する設計事務所の所員（予定技術者）とすること。

主任技術者は、実際に本業務委託を担当する意匠、構造、機械設備、電気設備、積算の担当種別5名（予定技術者）を必ず記入すること。

業務実績には、過去10年間に完了した日本国内の同種及び類似を、それぞれ3件以内で記入すること。

業務名は、上段に同種業務実績は（同種）、類似業務実績は（類似）を付記すること。下段は受注した設計業務名を記入すること。

業務実績の記入優先順位は、同種の業務実績、類似の業務実績の順とする。ただし、江戸川区が発注した同種及び類似の業務実績があれば1つ目に記入し、なければ1つ目に記入してはならない。なお、江戸川区が発注した同種及び類似の業務実績が複数存在する場合は、2～4つ目の括弧の後に「区内」と記入すること。

立場は、その業務における役割分担で、総括（総括責任者）、〇〇主任（〇〇主任技術者）、担当（担当技術者）のいずれかを記入すること。

主な業務内容は、業務実績に記載された業務中において、それぞれの立場で経験した専門知識及び応用能力を発揮した事項についての業務内容を記入すること。

ク 様式4（協力事務所）に記載する内容は、下記のとおりとする。

様式3 - 1及び3 - 2（総括責任者・主任技術者の業務実績等）に記載する主任技術者が協力事務所に所属する場合に記入する。

業務実績の同種、類似については、上記力に準じて記入する。

ケ 様式5（総括責任者の業務実績）に記載する内容は、下記のとおりとする。

様式3 - 1（総括責任者・主任技術者の業務実績等）のうち、代表的なものを1件記入すること。

写真、パース、図等を用いて簡潔に記載すること。

提案者（事務所名等）が特定できる内容は記入しないこと。

コ 様式6（意匠担当主任技術者の業務実績）に記載する内容は、下記のとおりとする。

様式 3 - 1 (総括責任者・主任技術者の業務実績等) のうち、代表的なものを 1 件記入すること。

写真、パース、図等を用いて簡潔に記載すること。

提案者 (事務所名等) が特定できる内容は記入しないこと。

サ 参加表明書の無効

提出書類について、本要項及び別添の各様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。なお、本業務委託における意匠担当主任技術者は、江戸川区の建築工事設計業務委託及び監理業務委託を同時に担当することはできない。

(2) 参加表明書の提出

本参加表明書の提出は以下による。

ア 提出様式

用紙の大きさについて様式 A、B、C、D、1 ~ 6 は A 4 判タテ (片面印刷) とし、別添の各様式を用いて各 1 枚ずつとする。

イ 提出部数及び形態

企業形態	別添の各様式	提出部数	電子データ	住所、会社名等	押印
単体企業	(ア) 様式 A、1 ~ 6	2	○	○ (様式 A、2 ~ 4)	○
	(イ) 様式 A、1 ~ 6	9	×	× (様式 A、2 ~ 4)	×
設計共同企業体	(ウ) 様式 B、C、D、1 ~ 6	2	○	○ (様式 B、C、D、2 ~ 4)	○
	(エ) 様式 B、C、D、1 ~ 6	9	×	× (様式 B、C、D、2 ~ 4)	×

単体企業の場合は (ア) と (イ) の計 11 部、設計共同企業体の場合は (ウ) と (エ) の計 11 部を提出すること。

提出書類は、左端 2 箇所ホチキス綴じ及び穴あけとすること。

電子データは P D F ファイルで C D 1 枚 (ケースを付け、ラベル面に「参加表明書」、2 (1) に示す業務名及び会社名を記入) を提出すること。

別添の各様式以外に、フラットファイル等を付加したものやコーティング紙の使用を禁ずる。

ウ 提出先

2 (5) 担当部署参照。

エ 提出期限

11 プロポーザルの日程 (予定) 参照。

オ 提出方法

持参または郵送 (書留郵便) とする。 (宅配便可)

技術提案書が所定の期限までに提出のないものは、失格となる。

(3) その他

ア 要求された内容以外の書類及び図面等については受理しない。

イ 提出された参加表明書は返却しない。

ウ 参加表明書は日本語で記入すること。

6 技術提案書

本件の技術提案にあたっては、以下に示す内容に留意し、別添の各様式に基づき技術提案書を提出すること。

(1) 提案項目について

ア 業務の実施方針

本業務委託、提案事項及び監理業務を実施するにあたっての取組方針、体制（協力事務所がある場合は、その体制を含む。）、特に配慮すべき事項などについて簡潔に記載すること。また、事前調査を含む不調対策、入札不調時の対応、工事工程（工期）及び工事発注までの体制を含め提案すること。

イ テーマ別課題

プロポーザルにおいては、江戸川区のホームページに掲載する「江戸川区立松江第一中学校改築基本構想・基本計画」を踏まえ、以下の～についての提案をすること。

地域開放に対する屋内温水プールを整備する上で必要な配慮について
を踏まえた学習空間等の空間構成について

ベースプラン（資料１）を参考に施工コスト及び工期短縮に留意し、ベースプランに不足するものや、改善すればより良い学習空間等になる場合は、平面計画等の提案を行うこと。

施工しやすくコンパクトな建築物によるイニシャルコストの低減について
具体的な新校舎（校舎、屋内運動場、屋内温水プール）工事費を算出根拠とともに提示すること。

環境、省エネへの配慮、ライフサイクルコストの削減及び長期利用への配慮について

江戸川区に相応しい地震、水害を考慮した学校改築について

江戸川区地震防災マップ（各種）、江戸川区水害ハザードマップ参照

地域性を考慮した学校別デザインについて

以下に示す本地域の地域性を考慮した学校別デザインを踏まえた提案を行うこと。

学校別 デザイン	<u>学校周辺に位置する自然豊かな船堀グリーンロード、小松川境川親水公園及び新川の水のせせらぎと緑に恵まれた景観を活かすとともに、蓮田などの田園風景が広がった歴史や文化が感じられる空間デザインとする。</u>
-------------	--

ウ 設計工程計画

エ 見積書（基本設計、実施設計業務及び工事監理等業務の見積額）

(2) 記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 様式に既に記載されている文字等は削除・変更しないこと。ただし、枠線および文字の大きさと書体については、見やすさを損なわない範囲で調整可能とする。

イ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

ウ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類する表現、詳細・細部の描き込み（柱の位置、扉の開き勝手、屋根材、舗装材等）、簡易でない表現をしてはならない。

エ 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価に係る評価点から減点する。表現の許容範囲については、資料６を参照すること。

オ 技術提案書の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや彩度で

差をつけて評価はしない。

力 単体企業で参加する場合は、様式 E（技術提案書）に必要事項を記入すること。
キ 設計共同企業体で参加する場合は、様式 F（技術提案書（設計共同企業体用））に必要事項を記入すること。

ク 本件に係る実際の設計担当チームが作成し、記入すること。

ケ 様式 8（業務の実施方針）に記載する内容は下記のとおりとする。

文章を補完するために図、表、簡単なイラスト等の使用は認める。

記入する文字の大きさは 11 ポイント以上とする。ただし、図中等の文字はこの限りではないが、見やすさには配慮すること。

提案者（事務所名等）が特定できる内容は記入しないこと。

コ 様式 9（テーマ別課題）に記載する内容は、下記のとおりとする。

提案項目について、(1)イ テーマ別課題を簡潔に記入すること。

文章を補完するために図、表、簡単なイラスト等の使用は認める。

建物の外観イメージを示す鳥瞰図（外観パース）は、原則必要としない。提案内容によって必要な場合は、最小限の簡易なパースとする。

改築に伴う周辺環境への影響に留意すること。（資料 4、5）

記入する文字の大きさは、11 ポイント以上とする。ただし、図中等の文字はこの限りではないが、見やすさに配慮すること。

提案者（事務所名等）が特定できる内容は記入しないこと。

サ 様式 10（設計工程計画）は、具体的な検討項目、コスト管理、打合せ（報告・協議等）の頻度、各書類の提出時期及び業務内容の予定期日等を記入すること。また、本様式においては、必要に応じて書式を変更してもよい。

シ 様式 11（見積書）は、本業務委託及び工事監理等業務に係る業務委託金額の見積額を記載すること（消費税込）。工事監理等業務の見積額については、資料 7 に示す業務内容を想定した上で提案すること。なお、工事監理等業務の見積額については、審査の評価に含まないが、工事監理等業務委託を発注する際の参考とする。

本業務委託における契約限度額 : 256,000,000 円（消費税込）

工事監理等業務における提案限度額 : 112,500,000 円（消費税込）

ス 提出書類について、本要項及び別添の各様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(3) 技術提案書の提出

技術提案書の提出は以下による。

ア 提出様式

用紙の大きさについて、様式 8、11 は A4 判タテ（片面印刷）、様式 10 は A4 判ヨコ（片面印刷）、様式 9 は A3 判ヨコ（片面印刷で A4 サイズに折り込むこと）とし、別添の各様式を用いて各 1 枚ずつとする。

イ 提出部数及び形態

企業形態	別添の各様式	提出部数	電子データ	住所、会社名等	押印
単体企業	(ア) 様式 E、 8 ~ 1 1	2	○	○ (様式 E、 1 1)	○
	(イ) 様式 E、 8 ~ 1 1	1 5	×	× (様式 E、 1 1)	×
設計共同企業体	(ウ) 様式 F、 8 ~ 1 1	2	○	○ (様式 F、 1 1)	○
	(エ) 様式 F、 8 ~ 1 1	1 5	×	× (様式 F、 1 1)	×

単体企業の場合は(ア)と(イ)の計 1 7 部、設計共同企業体の場合は(ウ)と(エ)の計 1 7 部を提出すること。

提出書類は、左端 2 箇所ホチキス綴じ及び穴あけとすること。

電子データは P D F ファイルで C D 1 枚（ケースを付け、ラベル面に「技術提案書」、2 (1) に示す業務名及び会社名を記入）を提出すること。

別添の各様式以外に、フラットファイル等を付加したものやコーティング紙の使用を禁ずる。

ウ 提出先

2 (5) 担当部署参照。

エ 提出期限

1 1 プロポーザルの日程（予定）参照。

オ 提出方法

持参または郵送（書留郵便）とする。（宅配便可）

(4) その他

ア 要求された内容以外の書類及び図面等については受理しない。

イ 提出された技術提案書は返却しない。

ウ 技術提案書は日本語で記入すること。

7 審査方法

本件は公募型プロポーザルとし、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 書類審査では、参加表明書及び技術提案書の審査を行い、上位 4 社をヒアリング対象者として選定する。
- (2) ヒアリング審査では、設計能力を総合的に評価し、最優秀者及び次点者を選定する。当日の出席者に関しては総括責任者及び意匠担当主任技術者を含め 3 名以内とすること。なお、ヒアリングの時間、場所及び留意事項等は、選定後、別途通知する。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に係る評価項目及び配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配点
応募企業及び 予定技術者の 業務経験並び に業務実施能力	応募企業について、以下の着目点により総合的に評価する。 技術職員・有資格者数 同種の設計・監理業務実績 類似の設計・監理業務実績 地域貢献（区設計の業務実績、災害時協力協定等）	30/100
	予定技術者について、以下の着目点により総合的に評価する。 資格及び経験年数 同種の設計・監理業務実績及び内容 類似の設計・監理業務実績及び内容 上記の江戸川区内での業務実績	
技術提案	技術提案書について、以下の着目点により総合的に評価する。 業務の実施方針・手法 課題に対する取り組みの的確性・実現性 コスト管理に対する取り組み	60/100
設計料見積額	設計料見積額について、評価基準に基づき評価する。	10/100

8 参加表明書及び技術提案書に関する質問回答

(1) 受付方法

書式は別添の様式7（質問書）を使用し、Eメールにエクセルファイル形式で添付し送信すること。行が不足する場合は、適宜追加すること。また、資料名ごとにまとめ、各資料の該当箇所の順に並べて表記すること。

(2) 送信先

2(5)担当部署参照。件名は、「江戸川区立松江第一中学校プロポーザル質問（会社名）」とすること。

(3) 質問の受付及び回答

11 プロポーザルの日程（予定）参照。

9 審査結果の通知

(1) 書類審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書及び技術提案書を提出した全社に、書面により通知する。なお、評価点は公表しない。

(2) ヒアリング審査結果の通知

審査の結果は、ヒアリング審査対象者に、書面により通知する。

10 業務委託契約

(1) 委託料

6(2)シ 参照。

(2) 契約の締結

最優秀者と協議を行い、当該者と業務委託契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

本件は、「江戸川区公契約条例」（平成22年3月31日条例第1号）の規定が適用される。別紙「江戸川区公契約条例の適用について」参照。

1.1 プロポーザルの日程（予定）

内容	日程
本要項の公表（江戸川区HP掲載）	令和7年11月20日(木)
参加表明書及び技術提案書に関する 質問受付期間	令和7年11月26日(水) 午前9時から午後3時まで Eメール受信後、担当部署より送信元へ 確認メールを送信する。当日午後4時まで に確認メールが届かなかった場合には、担 当部署に電話で確認すること。なお、上記 期間内に届かなかったメールの質問には回 答しない。
質問書回答（江戸川区HP掲載）	令和7年12月 4日(木)
参加表明書の提出期間	令和7年12月 5日(金)から 令和7年12月11日(木)午後5時まで
技術提案書の提出期間	令和7年12月12日(金)から 令和7年12月18日(木)午後5時まで
書類審査結果の通知	令和8年 1月中旬発送予定
ヒアリング審査の実施	令和8年 1月29日(木)
ヒアリング審査結果の通知	令和8年 2月中旬発送予定
ヒアリング審査結果の公表・契約締結	令和8年 3月中旬予定

不測の事態（新型インフルエンザ等の感染症対策等）の発生により、プロポーザルの日程に変更が生じる場合は、別途通知する。

1.2 その他

(1) 基本構想・基本計画の公開

江戸川区トップページ→子育て・教育→教育→江戸川区教育委員会→計画・施策・統計資料→計画・施策→学校改築→松江第一中学校

(2) 現地見学について

現地見学は各社必要に応じて敷地の外より行うこと。ただし、人数、調査方法等については近隣住民へ配慮すること。なお、当該敷地内には立ち入りできない。

(3) 無効となる条件

以下の条件のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- 5 参加表明書、6 技術提案書に示された条件に適合しないもの
- 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- 虚偽の内容が記載されているもの
- 審査結果に影響を与える工作など不正な行為が行われたもの

(4) 設計業務委託担当者の重複の禁止

本業務委託における意匠担当主任技術者は、江戸川区の建築工事設計業務委託及び監理業務委託を同時に担当することはできない。

(5) 受注資格の喪失

本業務委託を受注した設計事務所など（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関

連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務委託に係る工事の入札に参加、または当該工事を請負うことができない。

(6) 提出に伴う費用

参加表明書、技術提案書の作成及び提出に伴った費用の全ては、提出者の負担とする。

(7) 受注した場合における基本設計書及び実施設計書の作成方法

基本設計書及び実施設計書の作成方法は、別添の「基本設計及び実施設計業務委託仕様書」に基づき作成すること。

(8) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(9) ヒアリング審査対象者として選定された者は公表することがある。

(10) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(11) 提出された参加表明書及び技術提案書は、本件の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(12) 技術提案書の作成のために江戸川区より受領した資料は、江戸川区の許可なく公表及び使用することはできない。

(13) Eメール等の通信事故については、江戸川区はいかなる責任も負わない。

(14) 当該敷地のボーリングデータ等地盤状況を示す資料の公表はしない。

(15) 本件に係るC A Dデータの公表はしない。



江戸川区は、「ともに生きるまち」を目指して
SDGsに取り組んでいます

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ（事業者向け情報） > しごと・産業 > 入札・契約情報 > 公契約条例関連情報 > 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/>

（関連資料）

- ・ 公契約条例制度説明会資料（令和3年9月24日）
- ・ 令和4年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- ・ 江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

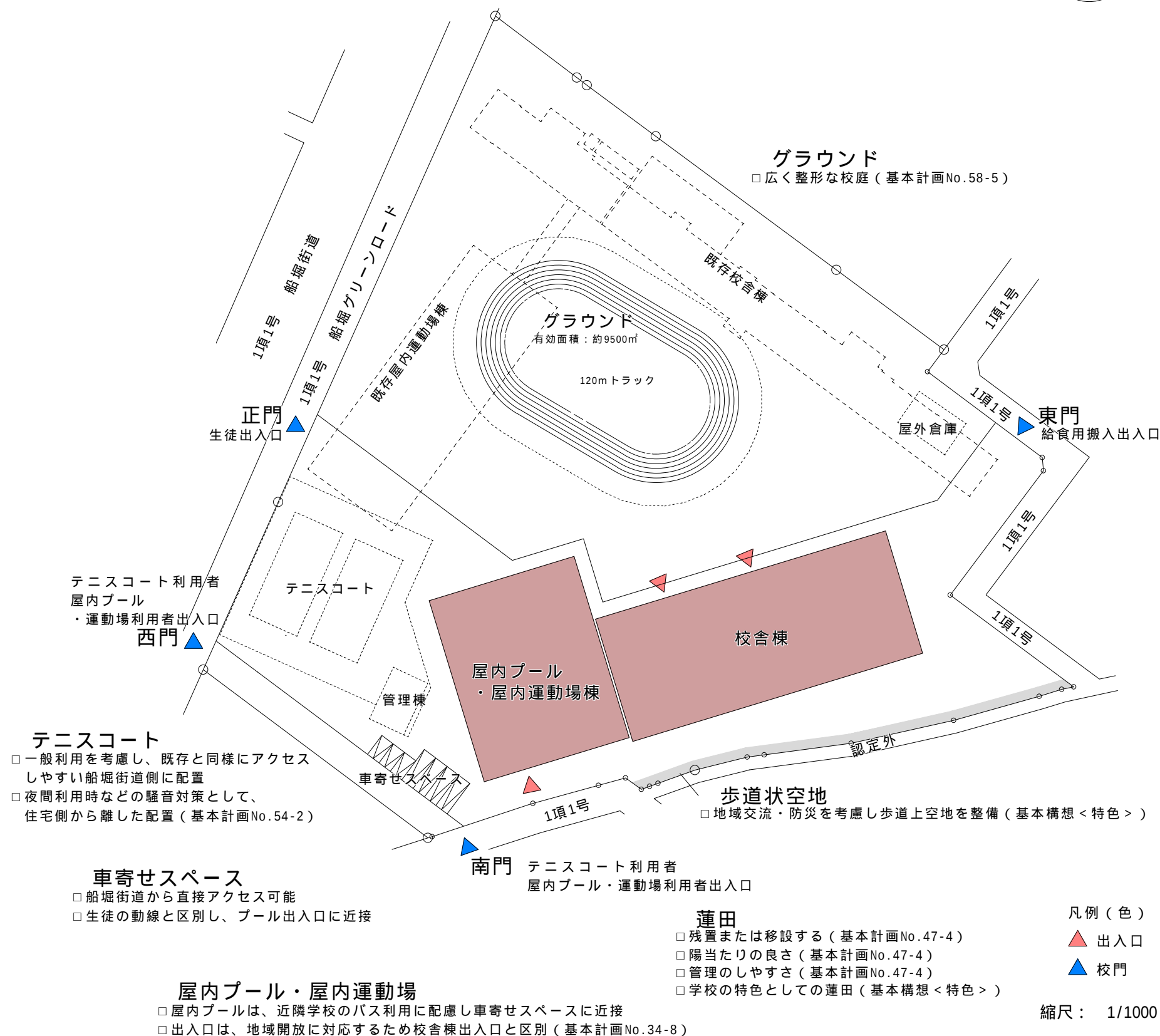
（公契約条例に関する問い合わせ先）

総務部用地経理課契約係

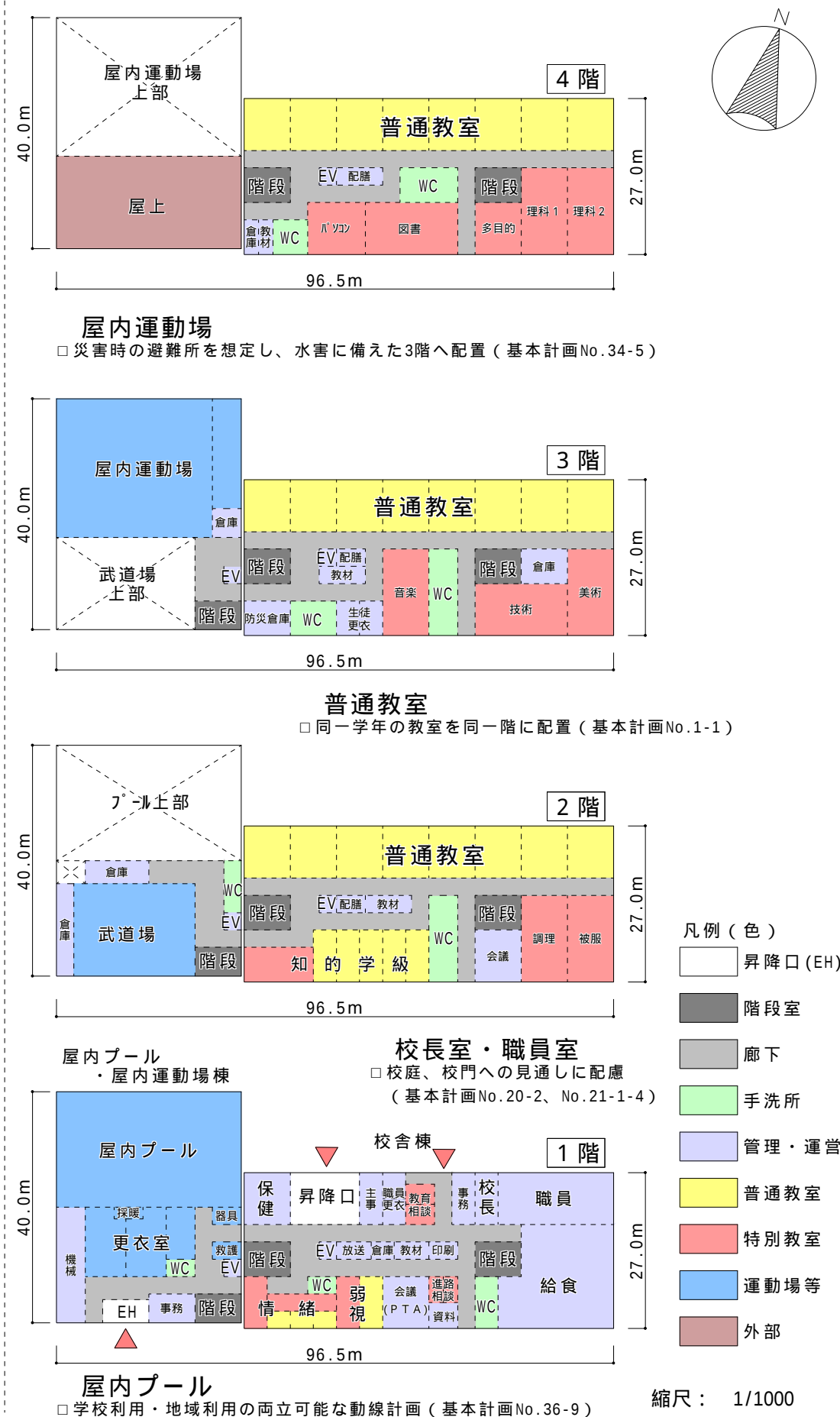
TEL 03（5662）1005

ベースプラン

「ベースプラン」とは、改築工事費の抑制及び
施工効率を図る計画であるため、平面計画等の作成
にあたっては関係法令を優先すること。
各階のプランを固定するものではない。



資料 1



松江第一中学校 予定教室数及び各室面積

1 . 普通教室			
室名	室数	参考面積(m ²)	備考
通常学級 (少人数教室)	24	72	8m × 9m程度 各学年7教室+少人数3教室
知的学級(固定)	5	36	各学年1教室+ α
弱視学級(通級)	1	36	
情緒学級(巡回)	3	12	

2 . 特別教室 (準備室を含む)					
室名	室数	参考面積(m ²)	室名	室数	参考面積(m ²)
理科室	2	126	学校図書館	1	144
音楽室	1	126	教育相談室	2	24
美術室	1	126	進路相談室	2	12
調理室	1	126	多目的室(知的)	1	64
被服室	1	126	多目的室(情緒)	2	36
技術室	1	144 (機械室を含む)	多目的室 (弱視通級)	1	36
パソコン室	1	90	多目的室	1	64

3 . 管理諸室等					
室名	室数	参考面積(m ²)	室名	室数	参考面積(m ²)
校長室	1	36	印刷室	1	24
職員室	1	180	放送室	1	18
事務室	1	36	職員更衣室	2	18
主事室	1	36	生徒更衣室	2	18
保健室	1	72	倉庫・用品庫	適宜	適宜
会議室	1	72	教材室	適宜	適宜 (各階に設ける)
P T A 室	1	72	資料室	1	適宜

4 . その他諸室					
室名	室数	参考面積(m ²)	室名	室数	参考面積(m ²)
屋内運動場	1	600(アリーナ) (原則2階設置)	防災備蓄倉庫	1	40 (原則2階設置)
武道場	1	340(アリーナ)	給食室 (自校調理方式)	1	330 (950食程度)
屋内温水プール (諸室を含む)	1	1,000	屋外倉庫	1	80
テニスコート		2,000	コート管理棟	1	80 (更衣室・トイレ等含む)

屋内温水プールは、他校がバスを乗り入れての利用や、地域開放ができる仕様、配置とすること

テニスコートは地域開放ができる仕様、配置とすること

松江第一中学校 改築事業スケジュール

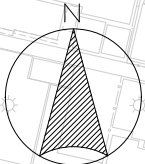
年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
改築事業		基本設計・実施設計		プール解体	新校舎建設		既存校舎等解体	外構・校庭整備
学校運営	既存校舎で学校運営			プール利用代替期間			新校舎で学校運営	
				校庭利用代替期間				

スケジュールは令和7年11月時点のものであり、今後の情勢により変更の可能性があります。

松江第一中学校（周辺図）

本敷地の西側は船堀街道があり、グリーンロードに接しています。敷地周辺には、北側に共同住宅が隣接し、道路を挟んだ東側には戸建住宅が近接しています。

資料 4



縮尺 S=1 / 2,500



凡 例

- 都市公園
- 学 校
- 公共施設
(学校を除く)

松江第一中学校(配置図及び日影状況図)

縮尺： 1/1000 (A 3)

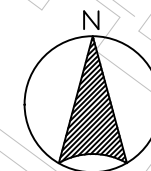
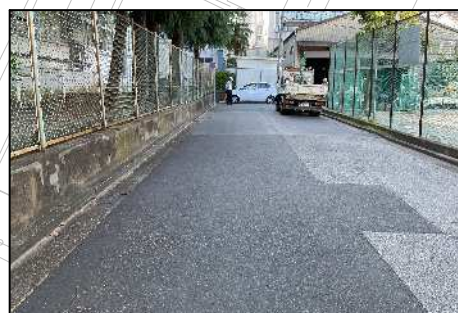
●—● 松江第一中学校用地
等時間日影図

測定面は、平均地盤面からの高さ 4 m
測定条件は北緯36度・冬至8～16時

— 日影測定線 (10m、5m 閉鎖方式)
- - 増築境界線 (竣工年度)

本図面は参考資料であるので本件使用のみに限る
敷地面積及び境界長については、参考値である。

蓮田は移設の有無にかかわらず、蓮の
休作期間は認めない。

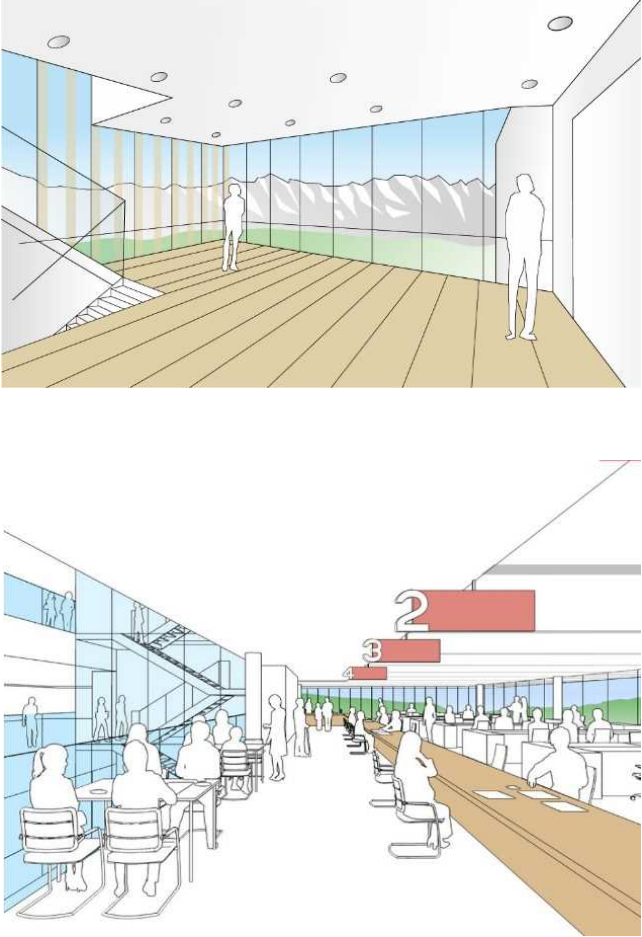


江戸川区立松江第一中学校		
住 所	松江五丁目5番1号	
敷地面積	約18,100㎡	
用途地域	近隣商業地域	準工業地域
容 積 率	400%	200%
建 蔽 率	80%	60%
防火地域	防火地域	準防火地域
高度地区	なし	第二種
日影規制	なし	4-2.5時間/4m
地区計画	なし	なし
景観計画	道の景観軸	一般地域

(1) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(2) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。

江戸川区立松江第一中学校改築工事 監理等業務委託仕様書

令和 7 年 1 1 月

江戸川区 都市開発部 学校建設技術課

工事監理等業務委託仕様書

目 次

第1章 工事監理等業務委託の概要	-1-
1.1 委託件名	-1-
1.2 委託場所	-1-
1.3 委託期間	-1-
1.4 対象工事	-1-
1.5 監理業務技術者	-1-
第2章 総 則	-1-
2.1 適用基準等	-1-
2.2 用語の定義	-1-
2.3 業務内容の疑義	-3-
2.4 技術者等	-3-
2.5 提出書類	-3-
2.6 資料の貸与及び返却	-3-
2.7 再委託	-3-
2.8 打合せ及び記録	-4-
2.9 関連する法令、条例等の遵守	-4-
2.10 関係機関への手続き等	-4-
2.11 環境により良い自動車利用	-4-
2.12 不当介入に対する通報報告	-4-
第3章 工事監理等業務の実施	-5-
3.1 業務の着手	-5-
3.2 工事監理等業務の内容	-5-
3.3 監理業務実施計画書	-8-
3.4 工事監理業務報告書	-9-
3.5 設計図書の疑義	-10-
3.6 工事監理業務の速やかな実施及び工期厳守	-10-
3.7 請負者等への関与の禁止	-10-
3.8 書類の整理	-10-
3.9 現場定例会議の運営に関する協力	-11-
3.10 工事監理等業務の検査	-11-
第4章 その他	-11-
4.1 秘密の保持等	-11-
4.2 契約不適合等の調査への立会い	-11-
第5章 成果品の提出	-12-
5.1 成果品及び提出部数	-12-
別記 杭工事の監理業務内容	-14-
監理業務立会い確認仕様書	-16-

第1章 工事監理等業務委託の概要

1.1 委託件名 江戸川区立松江第一中学校改築工事監理等業務委託

1.2 委託場所 江戸川区松江五丁目5番1号

1.3 委託期間 契約日の翌日から令和14年5月31日まで(予定)

1.4 対象工事

(1) 工事件名 A. 江戸川区立松江第一中学校改築工事

B. 江戸川区立松江第一中学校改築に伴う電気設備工事

C. 江戸川区立松江第一中学校改築に伴う機械設備工事

(2) 建物規模 構造: 鉄筋コンクリート造又はその他構造(コンクリート充填鋼管構造等)

敷地面積: 約18,100 m²(令和7年11月現在、測量中のため参考値)

延べ面積: 9,900 m²程度

(3) 工期 令和10年7月着手 令和14年4月下旬(予定)

1.5 監理業務技術者

次の職種の技術者を配置すること。 ○建築 ○電気設備 ○機械設備

建築基準法に基づく工事監理者届を提出すること。

第2章 総 則

2.1 適用基準等

業務を実施するにあたり、下記の示す仕様書等に準拠し業務を遂行すること。

(1) 「江戸川区建築工事標準仕様書」

(ただし、「東京都建築工事標準仕様書」の「東京都」を「江戸川区」と読み替える)

(2) 「江戸川区電気設備工事標準仕様書」

(ただし、「東京都電気設備工事標準仕様書」の「東京都」を「江戸川区」と読み替える)

(3) 「江戸川区機械設備工事標準仕様書」

(ただし、「東京都機械設備工事標準仕様書」の「東京都」を「江戸川区」と読み替える)

(4) 「構造設計指針・同解説(東京都財務局)」

(5) 「電子納品仕様書(都市開発部)」

(6) 「監理業務立会い確認仕様書」

(1)～(5)は最新版とする。

2.2 用語の定義

(1) 「受託者」とは、工事監理等業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。

(2) 「区担当者」とは、委託者が監督員として受託者に通知した区職員で、契約図書に定められた範

囲内において受託者又は代理人若しくは監理業務技術者若しくは各主任担当技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者をいう。

- (3) 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるもので、受託者が定め、委託者の承諾を受けた者をいう。
- (4) 「監理業務技術者」とは、契約の履行に関し、工事監理業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (5) 「各主任担当技術者」とは、監理業務技術者の下で、意匠、構造、電気設備、機械設備等の業務ごとに、その業務に関する技術者の統括を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、監理業務技術者及び各主任担当技術者の下で、意匠、構造、電気設備、機械設備等の業務を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「対象工事」とは、当該工事監理等業務の対象となる工事をいう。
- (8) 「請負者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (9) 「契約図書」とは、工事監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び工事監理等業務委託仕様書をいう。
- (10) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (11) 「工事監理等業務仕様書」とは、仕様書、特記事項（特記事項において定める資料及び基準等を含む。）別冊の図面及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (12) 「指示」とは、区担当者が受託者に対し、工事監理等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (13) 「報告」とは、受託者が区担当者に対して、工事監理等業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (14) 「承諾」とは、受託者が区担当者に対し、書面で申し出た工事監理等業務の遂行上必要な事項について、区担当者が書面により同意することをいう。
- (15) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、受託者が委託者と対等の立場で合議することをいう。
- (16) 「提出」とは、受託者が区担当者に対し、工事監理等業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (17) 「打合せ」とは、工事監理等業務を適正かつ円滑に実施するために監理業務技術者等が区担当者等又は請負者等と面談により、設計意図を伝達するとともに、業務の方針や条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (18) 「立会い」とは、受託者が、工事が設計図書等の内容どおりに施工又は製作されているかどうかを確認するため、工事現場、製作所、試験機関等において、それぞれの施工等に立会うことをいう。
- (19) 「確認」とは、区担当者が工事の施工等に関する請負者等への指示又は承諾した事項及び設計図書等に表示された事項が適正に処理されているかどうかを受託者が確認することをいう。
なお、確認は、試験、目視、計測の各行為を現場立会い又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。
- (20) 「調査・検討」とは、受託者が、設計図書等と十分に照合し、内容が適合しているか否か又は適切であるか否かを明かにすることをいう。

- (21)「書面」とは、発効年月日が記載され、署名又は押印した文書をいう。緊急を有する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (22)「協力会社」とは、受託者が監理業務等の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (23)「検査」とは、契約図書に基づき、工事監理等業務の実施状況について確認することをいう。

2.3 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに区担当者と協議し、その指示に従わなければならない。

2.4 技術者等

- (1) 受託者は、代理人、監理業務技術者、各主任担当技術者及び担当技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (2) 代理人と監理業務技術者は兼ねることが出来る。
- (3) 受託者又は監理業務技術者は、区担当者の指示により、関連する他の工事監理業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

2.5 提出書類

- (1) 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、区担当者の指示する日までに、関係書類の整備を完了し、提出する。
- (2) 受託者が提出する書類で、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、区担当者がその様式を指示した場合は、これによる。

2.6 資料の貸与及び返却

- (1) 委託者は、受託者に工事監理等業務の遂行にあたって必要となる資料を貸与する。
- (2) 引渡場所及び引渡時期は、区担当者の指示による。
- (3) 受託者は、資料の引渡しに係る管理記録簿を作成し、区担当者が要求したときは、速やかに管理記録簿を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、工事監理業務完了時に資料を返却しなければならない。

2.7 再委託

- (1) 受託者は、工事監理等業務における総合的な企画及び判断並びに工事監理業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、工事監理等業務の一部を再委託するに当たっては、当該工事監理等業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、協力会社が江戸川区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (3) 受託者は、協力会社の工事監理業務執行体制、経歴等の概要を提出しなければならない。

- (4) 受託者は、協力会社に対し、工事監理等業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

2.8 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、工事監理等業務を適正かつ円滑に実施するため、区担当者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、請負者等との打合せを行った場合は、打合せの内容について書面（打合せ議事録）に記録しなければならない。

2.9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

2.10 関係機関への手続き等

- (1) 受託者は、工事監理等業務の実施に当たっては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理等業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を区担当者に事前に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、以下の建築基準法等の法令等に基づく検査に必要な書類の原案を作成して区担当者に提出し、また、その申請手続き（提出、説明、照合、検査立会い、受領）を行わなければならない。

ア 昇降機の計画通知申請手続き

イ 中間検査申請手続き

ウ 仮使用認定申請手続き

エ 工事完了通知手続き

- (3) 受託者は、関係機関等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ議事録）に記録し、区担当者に報告しなければならない。

2.11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証） 粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

2.12 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 23 年 10 月 1

日施行)に基づき、区担当者への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

第3章 工事監理等業務の実施

3.1 業務の着手

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに工事監理等業務に着手しなければならない。
- (2) 受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、契約図書及び設計図書を十分に把握しなければならない。
- (3) 受託者は、工事監理等業務の着手に当たり、3.3に規定する監理業務実施計画書を作成し、区担当者に提出するものとする。

3.2 工事監理等業務の内容

受託者は、次の業務を処理するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

ア 工事監理方針の説明等

(ア) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された監理業務実施計画書を作成し、区担当者に提出し、承諾を受ける。

(イ) 工事監理方針変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、区担当者と協議する。

イ 設計の意図を請負者等に正確に伝えるための業務

(ア) 請負者等との打合せ

設計意図を正確に伝えるため必要に応じて説明図等を作成し、請負者等との打合せを行う。

(イ) 質疑書等の検討

請負者等から工事に関する質疑書及び協議書等が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状・寸法・仕上がり・機能・性能・価格等を含む。以下、同じ)確保の観点から技術的に検討し、その結果を区担当者に報告する。

(ウ) 図面等の作成

必要に応じて設計意図を正確に伝えるためのスケッチ及び詳細図等を作成し、実施工程表に基づき請負者等が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、区担当者へ提出する。

ウ 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務

(ア) 施工図等の検討・報告

a 請負者等が作成・提出する施工図(現寸図・躯体図・工作図・製作図等をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討し、適合していると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。

b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、区担当者に報告する。

c bの結果、請負者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度、作成・

提出した場合は、a、bの規定を準用する。

(イ) 工事材料・設備機器等の検討・報告

- a 請負者等が提案・提出する工事材料・設備機器等（材料・機器製造者及び専門工事業者の選定についての提案を含む。）及びそれらの見本に関し、請負者等に対して事前に指示すべき内容を区担当者に報告し、提案・提出された工事材料・設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- b aの結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、区担当者に報告する。
- c bの結果、請負者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度、作成・提出した場合は、a、bの規定を準用する。

エ 工事と設計図書との照合・確認

請負者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、請負者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。

オ 工事と設計図書との照合・確認の結果報告等

- (ア) エの結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- (イ) エの結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は区担当者から適合していない箇所を示された場合には、直ちに、区担当者に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、区担当者に報告する。
- (ウ) 区担当者から工事が設計図書とおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、区担当者に報告する。
- (イ) 請負者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを検討し、適切と認められる場合には、確認し、その内容を区担当者に報告する。
- (オ) (イ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、(ア)、(イ)及び(イ)に準じ取り扱う。

カ 工事現場の危害の防止等の確認・報告

- (ア) 請負者等が提出する施工計画書等において施工方法及び仮設計画が、危害防止等に必要な措置が講じられているか確認し、適合されていると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- (イ) (ア)の結果、適合しないと認められる場合には、法令に定められた危害防止等に必要な措置について取りまとめ、区担当者に報告する。
- (ウ) (イ)の結果、請負者等が施工計画書等を再度、作成・提出した場合には、(ア)、(イ)の規定を準用する。
- (イ) 請負者等が行う工事が、施工計画書等に基づき施工されているかを目視により確認し、適正に施工されていると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する

- (オ) (I)の結果、工事が適正に施工されていないと認められる場合には、直ちに区担当者に報告するとともに、安全施工等に必要な措置についてとりまとめ、区担当者に報告する。

キ 監理業務報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、3.4に定める工事監理業務報告書及び区担当者が指示した書類等の整備を行い区担当者に提出する。

(2) その他の業務

ア 工程計画の検討・報告

- (ア) 工事請負契約の定めにより請負者等が作成・提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、工期及び品質が確保できると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- (イ) (ア)の結果、工期及び品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、請負者等に対する工程計画の修正を求め、施工計画等、その他必要な措置と併せて対策をとりまとめ、区担当者に報告する。
- (ウ) (イ)の結果、請負者等が工程計画を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

イ 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告

- (ア) 設計図書の定めにより請負者等が作成・提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- (イ) (ア)の結果、工期及び品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、請負者等に対して工程計画の修正を求め、施工計画等、その他必要な措置と併せて対策をとりまとめ、区担当者に報告する。
- (ウ) (イ)の結果、請負者等が施工計画を再度、作成・提出した場合は、(ア)、(イ)の規定を準用する。

ウ 工事と工事請負契約との照合・確認・報告等

(ア) 工事と工事請負契約との照合・確認・報告

- a 請負者等の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、請負者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的な方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を区担当者に報告する。
- b aの結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は区担当者から適合していない箇所を示された場合には、請負者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を区担当者に報告する。
- c 請負者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を区担当者に報告する。
- d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合には、a、b、cに準じ取り扱う。

(イ) 工事請負契約に定められた指示・検査等

工事監理仕様書に定められた試験・立会い・確認・審査・協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を区担当者に報告する。また請負者等が試験・立会い・確認・審査・協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(ウ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

請負者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる理由がある場合にあっては、区担当者に報告し、区担当者の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

エ 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令等に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、請負者等が作成して、受託者が提出する検査記録等を確認し、区担当者に報告する。

(3) 杭工事の監理業務内容

別記による。

(4) 追加業務

ア 建築基準法等関係法令に基づく必要図書の作成及び手続き

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更等を含む）

イ 仮使用認定申請に係る必要図書の作成及び手続き

ウ 建築物省エネルギー性能認証に係る必要図書の作成及び手続き

エ 建築物環境計画書に係る必要図書の作成及び手続き

オ 省エネルギー計画書に係る必要図書の作成及び手続き

カ 景観法及び景観条例に係る必要図書の作成及び手続き

（内装及び外装の色の決定に係る資料作成を含む）

キ 江戸川区住宅等整備基準条例に係る必要図書の作成及び手続き

ク 建築物ライフサイクルカーボン算定・評価（J-CAT 標準算定法）

ケ 基本図（配置図、案内図、建物概要、各階平面図、立面図、断面図）の作成

コ インフレスライド条項適用に係るメーカー等見積書の再徴収及び比較書の作成

サ インフレスライド条項適用に係る出来高数量の確認

シ 請負者等の支払いに係る出来高数量の確認

ス VE 業務実施に伴う資料の作成

セ 国庫補助金申請に係る資料の作成

3.3 監理業務実施計画書

(1) 受託者は、監理業務実施計画書を契約日の翌日から 14 日以内に区担当者へ提出し、承諾を受けなければならない。

(2) 監理業務実施計画書への記載事項は、次の通りとする。

ア 監理業務一般事項

(ア) 監理業務の目的

(イ) 監理業務実施計画書の適用範囲

(ウ) 監理業務実施計画書の適用法令

(エ) 監理業務実施計画書の適用基準類

(オ) 監理業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処理方法

イ 監理業務体制

(ア) 工事監理業務の指示系統図を作成する。

(イ) 監理業務運営計画

- a 現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、役割分担、その他必要事項）を記載する。
- b 協力会社を定めた場合及び複数の職種で工事監理等業務を行う場合には、相互の連絡調整の方法及びその責任者などを記載する。
- c その他、区担当者から別に指示がある場合、指示内容に応じた運営計画を記載する。

ウ 監理業務方針

(ア) 本仕様書に定められた工事監理等業務の内容に対する業務の実施方針及びその業務の具体的な内容について記載する。特に、区担当者が指示する重点を置いて実施する工事監理等業務については、具体的な記載をする。

(イ) 別表「確認項目及び確認方法の例示一覧」に示された確認業務を実施するため、工事内容に応じた立会いの内容と頻度等を記載する。

エ 監理業務工程計画

監理業務工程表に監理業務技術者の配置予定期間及び配置予定技術者数を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

- (3) 区担当者が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務の計画に係る資料を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、監理業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、区担当者に報告の上、その都度区担当者に変更監理業務実施計画書を提出しなければならない。この場合、受託者は、変更工事監理業務の実施 14 日前までに変更監理業務実施計画書を区担当者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (5) 受託者は、区担当者の承諾を受けた監理業務実施計画書及び変更監理業務実施計画書に基づき、工事監理等業務を実施しなければならない。

3.4 工事監理業務報告書

受託者は、工事監理等業務の実施内容等について、次の書類を作成し、区担当者に提出する。

(1) 工事監理業務月報

主要な月間の工事監理等業務の実施内容及び翌月の予定について、月間業務実施内容報告書及び月間業務予定報告書に各工事監理等業務の内容を簡潔に記載する。

(2) 記録写真

受託者が、検査、立会い、現場での確認等を行った際には、その立会い状況等を撮影し整備する。

(3) 打合せ議事録

区担当者及び請負者等との打合せ結果について、打合せ議事録に必要事項を記載する。

(4) 報告書

別表「確認項目及び確認方法の例示一覧」に示された報告事項については、内容及びその結果等を簡潔に記載した報告書を作成する。また、報告書の一覧表を作成し工事監理業務完了報告書に添付する。

(5) 提出時期

(1) (2) については、原則として翌月のはじめに工事監理業務月報として、(3) (4) については、その都度速やかに、区担当者へ提出しなければならない。

3.5 設計図書の疑義

受託者は、設計図書に疑義があるときは、施工前に区担当者に報告し、速やかに区担当者の指示を受けなければならない。

3.6 工事監理業務の速やかな実施及び工期厳守

- (1) 受託者は、請負者等が時宜を失することなく工事が施工できるよう、調査、検討、承認、助言等の工事監理等業務を速やかに行わなければならない。業務の遅延または不備の看過により工事に支障が生じた場合、その責任は受託者が負う場合がある。
- (2) 受託者は、工事全体の進捗を常時把握し、計画に基づき適正に調整、指導を行わなければならない。遅延が予見される場合には、直ちに原因を分析し、請負者等に必要な措置を講じさせなければならない。必要な措置を講じさせずに、工程に重大な影響を及ぼした場合、その責任は受託者が負う場合がある。

3.7 請負者等への関与の禁止

受託者は、請負者等の決定に係わる工事用材料及び機器の製作者（その施工者を含む。）の選択については、関与してはならない。

3.8 書類の整理

受託者は、委託者から貸与された資料等を含め、工事監理等業務に必要な下記の書類帳簿等を整理しておかななければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）及び設計図書（工事標準仕様書、特記仕様書、図面）
- (2) 現場説明書（質問回答書含む）
- (3) 地盤・測量調査書
- (4) 構造計算書
- (5) 計画通知書（写）
- (6) 設計変更図書
- (7) 施工計画書及び施工図
- (8) 実施工程表
- (9) 下請業者一覧表
- (10) 施工記録（打合わせ簿、施工記録、工事記録写真）
- (11) 月間出来高調書
- (12) 工事検査に関する書類
- (13) しゅん功時関係書類（「保全に関する資料」等）
- (14) 工事監理等業務委託契約書（写）
- (15) 監理業務実施計画書
- (16) 工事監理業務月報等

(1 7) その他必要な書類帳簿等

3.9 現場定例会議の運営に関する協力

- (1) 受託者は、現場定例会議に出席しなければならない。
- (2) 受託者は、現場定例会議の円滑な運営に資するため、区担当者に協力しなければならない。

3.10 工事監理等業務の検査

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく完了届及び 3.3 (2) に定める工程表 (実施を朱書きしたもの) を提出しなければならない。また、工事監理業務完了報告書並びに区担当者が指示した書類等の整備を完了し、納品書とともに提出する。(ファイリング提出)
- (2) 受託者は、検査を受ける場合あらかじめ契約図書により義務付けられた工事監理業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、区担当者に提出しておかなければならない。
- (3) 検査は、区担当者及び代理人又は監理業務技術者の立会のうえ、工事監理等業務の実施状況について、書類等により行うものとする。
- (4) 工事監理業務完了報告書の記載事項は、以下の通りとする。
 - ア 監理業務工程表 (実施を朱書きしたもの)
 - イ 3.4 (4) に定める報告書一覧表
 - ウ 監理業務出面集計表
 - エ その他、区担当者の指示する事項

第4章 その他

4.1 秘密の保持等

- (1) 受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を受けた場合を除き、設計図書等や施工の記録等を工事監理等業務の目的以外に使用してはならない。

4.2 契約不適合等の調査への立会い

受託者は、委託者が工事監理等業務委託対象工事の契約不適合担保期間内に契約不適合等の調査 (対象工事の契約不適合及び不具合の確認をするための調査をいう。) を実施する場合は、これに立ち会わなければならない。

第5章 成果品の提出

5.1 成果品及び提出部数

(1) 工事監理等業務の成果品及び提出部数は下記のとおりとする。

成 果 品		部数	備 考
工 事 監 理 業 務	監理業務実施計画書	1	着手後14日以内
	監理業務一般事項	1	
	監理業務体制	1	
	監理業務方針	1	
	監理業務工程計画	1	
	その他	1	
	工事監理業務報告書	1	毎月
	工事監理業務月報	1	
	記録写真	1	
	打合せ議事録	1	
	報告書（検査・立会い）	1	
	その他	1	
	監理業務完了報告書	1	工事完了後
	監理業務工程表（実施を朱書きしたもの）	1	
	3.4(4)に定める報告書一覧表	1	
	監理業務出面集計表	1	
	その他	1	
追 加 業 務	ア 建築基準法等関係法令に基づく必要図書	1	
	イ 仮使用認定申請に係る必要図書	1	
	ウ 建築物省エネルギー性能認証に係る必要図書	1	
	エ 建築物環境計画書に係る必要図書	1	
	オ 省エネルギー計画書に係る必要図書	1	
	カ 景観法及び景観条例に係る必要図書	1	
	キ 江戸川区住宅等整備基準条例に係る必要図書	1	
	ク 建築物ライフサイクルカーボン算定・評価	1	J-CAT 標準算定法
	ケ 基本図（配置図、案内図、建物概要、各階平面図、立面図、断面図）	1	
	コ インフレスライド条項適用に係るメーカー等見積書の再徴収及び比較書	1	
	サ インフレスライド条項適用に係る出来高数量の確認資料	1	
	シ 請負者等の支払いに係る出来高数量の確認資料	1	
納 品 書	ス VE 業務実施に伴う資料	1	
	セ 国庫補助金申請に係る資料	1	
納 品 書		1	

- (2)(1) ア～ケの成果品を収めた電子データは 1 部提出するものとし、提出図書は T I F F フォーマット (G 4 圧縮) に変換のうえ、Jw_cad データ、Microsoft Excel データ等とともに提出すること。電子データの納品方法は、「電子納品仕様書 (都市開発部)」による。また、Jw_cad データは 1 ファイルあたり 10MB 程度とすること。
- (3) 積算は、営繕積算システム R I B C 2 内訳書数量入力システム ((一財) 建築コスト管理システム研究所) を使用すること。ただし、区は必要な単価データ等は貸与するが、パソコン、システム等の提供は行わない。R I B C 2 利用経費は委託料に含むものとする。

別記 杭工事の監理業務内容

受託者は、当該工事監理業務において請負者が杭工事を施工するに当たり、次の業務を実施しなければならない。

1 工事監理方針決定のための与条件の把握

- (1) 受託者は、あらかじめ設計図書の内容及び前提となる設計条件を的確に把握する。そのために、設計の際に把握した地盤情報や、設計において選定した基礎杭の施工上における留意点について把握すること。また、これらの事項について関係者（区担当者、設計者、請負者）と、事前に情報共有を図ること。
- (2) 受託者は、請負者と下請の役割分担、杭の支持層への到達等の技術的判断方法、施工記録の確認方法、施工記録が取得できない場合の代替手法等が、請負者が作成する施工計画書において、「基礎杭工事の適性な施工を確保するために講ずべき措置」（平成 28 年国土交通省告示第 468 号）及び建設業団体の自主ルール（以下「告示等」という。）に照らし、適切に定められているか確認すること。その際、必要に応じて、請負者等に説明を求める。

2 工事監理の実施方法

受託者は、次の(1)及び(2)の方法により工事監理を実施すること。この際、施工計画書に定められた各種管理基準値や施工記録の確認方法等が設計図書及び告示等に照らし十分ではないと判断した場合は、請負者に修正を求めると共に、区担当者に報告する。さらに、必要に応じて(1)における抽出率を高く設定する等の適切な対応を行う。

なお、複雑な地盤状況である場合や、敷地内に既存杭がある場合、既存杭が撤去され埋戻しされている場合、又は支持層の位置等について設計図書等で特別な指示がある場合等は、それらを踏まえて適正かつ慎重に工事監理を行うこと。

(1) 立会い確認

- ア 受託者は、全ての試験杭について立会いを行い、杭材種、杭長、継手位置、杭の位置、支持層の土質、支持層への根入れ深さ、根固め液並びに杭周固定液の管理等、必要な項目について確認するとともに、請負者による施工管理のもとで設計図書及び施工計画書どおりに施工されていることを確認すること。
- イ 受託者は、本杭について、設計図書等及び試験杭により確認した地盤の状況等を踏まえ、適正な工事監理を行うことができるよう、必要に応じその施工に立ち会って確認する杭を適正に抽出し、立会い確認を行う。
- ウ 受託者は、杭工事の施工中においても、試験杭の結果や、実際の地盤の状況等を踏まえ、適宜、立会い確認する杭の追加を検討すること。

(2) 書類確認

- ア 受託者は、(1)以外の本杭については、請負者等の作成する自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類により確認を行う。
- イ 受託者は、工事の施工中においても、請負者の実施する施工記録等について適宜確認し、請負者の施工管理が適正に行われていないと判断される場合には、請負者に対し指導すると共に区担当者に報告し、適宜、立会いによる確認を行うこと。

3 設計図書どおりに施工できない場合の対応

受託者は、現場で支持層の位置の違いが判明するなど設計図書どおりに施工することが妥当ではない状況が生じた場合（請負者からの協議書による場合を含む。）区担当者への報告及び必要に応じた関係者間での対応策の協議等、適切な対応を行う。この場合の報告及び協議等の方法については、あらかじめ施工計画書に定め、関係者間で確認し、共有を図る。

4 工事監理の状況の記録

受託者は、杭工事における工事監理の方法及びその結果について、適切に記録すると共に、区担当者から求めがあった場合は、工事監理の状況の記録を提出する。

監理業務立会い確認仕様書

別表「確認項目及び確認方法の例示一覧」の内、立会い確認は、以下に記載の頻度以上行うものとする。

建築工事

A．必須

2.仮設工事 2.1 施工

4.地業工事 4.3 試験

B．抽出（初回及び構造棟別先行工区(各階)必須）

3.土工事 3.2 施工

4.地業工事 4.2 施工（本杭 10%程度とし、位置については区担当者と協議の上決定）

5.鉄筋工事 5.2 施工、5.3 試験

6.コンクリート工事 6.2 施工、6.3 試験(1)フレッシュコンクリート

7.鉄骨工事 7.2 施工、7.3 試験

8.ALC パネル・押出成形セメント板工事 8.2 施工

9.防水工事 9.2 施工

18.塗装工事 18.2 施工

20.ユニット及びその他の工事 20.2 施工

C．初回

5.鉄筋工事 5.1 材料

6.コンクリート工事 6.1 材料（試験練り）

.その他

- ・上記を除く工事については品質等を随時確認のこと。
- ・隠ぺい部（防火区画等）については、抽出立会を行う。
- ・外構工事について記載がないが、レベル管理、平坦性等の施工・品質について抽出立会を行う。

電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備工事共通

A．必須

1.一般共通事項 コンクリート打設前の梁スリーブ

B．抽出（先行工区（各階）必須）

1.一般共通事項 天井隠ぺい部の機器落下防止処理（アンカーボルト位置を含む）

2.一般共通事項 コンクリート打設前の床スリーブ、打ち込み配管

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 材料		・規格（認定を受けた材料を含む） ・品質、性能 ・ホルムアルデヒド等の発散	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ① 規格品であることの確認 ② 品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③ 材料の各報告書を受理し、内容を確認
	1.2 施工		・認定を受けた工法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③材料の各報告書を受理し、内容を確認
2.仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	・敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・建築物等位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・計測記録等に係る書類確認
		2) ベンチマーク	・設置状態、位置 ・高さ（設計 GL との関係）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・設計GL との関係（高さ）を自主検査記録・計測定記録・工事写真等により書類確認
3.土工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	・種類、土質	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 根切り	・根切り底の深さ、状態 ・支持地盤（直接基礎の場合）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 埋戻し及び盛土	・締固め工法、転圧厚さ ・余盛り高さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
4.地業工事	4.1 材料	1) 既製コンクリート杭及び鋼杭	・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ・外観（割れ・傷） ・継手部の溶接材料（溶接棒の規格）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 場所打ちコンクリート杭	・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・コンクリート（6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2）コンクリート受入れによる）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) 砂利、砂及び捨コンクリート	・砂利（規格・種類・粒度） ・砂（種類・粒度） ・無筋コンクリート（強度・スランプ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	4.2 施工	1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通 ・資格（溶接技能者） ・継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手） ・杭頭の処理、補強 ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			打込工法 ・プレポーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ） ・建入れ（垂直度） ・落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			セメントミルク工法 ・オーガー、杭本体の垂直度 ・支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ・安定液（濃度） ・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験） ・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			特定埋込杭工法 ・建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 場所打ちコンクリート杭地業	・鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スパーサー・補強リング・溶接）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
			・資格（施工管理技術者） ・位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ・鉄筋継手の重ね長さと主筋の結束 ・スライム処理 ・コンクリート打設（トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置） ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量） ・アースドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度） ・ベント工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり） ・リバースサーキュレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		③ 砂利、砂及び捨コンクリート地業	砂利及び砂地業 ・敷均し及び締固め（使用機器 1 層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ） ・仕上げ（天端高さ・厚さ・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			捨コンクリート地業 ・仕上げ（天端高さ・厚さ・平たんさ）	・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験	1) 試験杭	・杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ・杭の施工状況	・試験に係る立会い確認 ・試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 杭の載荷試験	・載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
		③ 地盤の載荷試験	・載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
		4) コンクリートの試験	・6.3 試験による	・6.3 試験による
5.鉄筋工事	5.1 材料		・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・スパーサー（材質・形状・寸法） ・溶接金網（規格・径・網目の形状・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5.2 施工	1) 圧接継手	・資格（圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者） ・溶接作業条件（降雨・強風） ・圧接端面（平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用） ・径の異なる鉄筋の圧接 ・圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 特殊な継手	・機械式継手（工法・外観） ・溶接継手（工法・外観・溶接長さ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		3) 配筋	・加工（種類・径・長さ・折り曲げ） ・あばら筋の加工形状（接合する部材の寸法を考慮） ・組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度） ・継手（位置・長さ・方法） ・定着（位置・長さ・方法・余長・フック） ・貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 ・スパーサー（形状・位置・間隔） ・差し筋の位置と長さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類
	5.3 試験	1) ガス圧接	・外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ） ・内部欠陥（不溶着部） ・試験片採取後の処置	・試験（外観試験・引張試験・超音波探傷試験）に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
			・不合格となった圧接部の修正 ・外観試験の不合格部の修正 ・抜取試験による不合格部の修正	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認
	6.1 材料		・セメント（規格・種類） ・骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） ・水（規格） ・混和材料（規格・種類） ・型枠（種類・形状）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
6.コンクリート工事	6.2 施工	1) 型枠の加工及び組立	・主要墨、部材断面、建入れ ・目地、構造スリット（位置・形状） ・埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ） ・セパレータ（種類・間隔）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) コンクリート打込み	コンクリートの受入れ ・指定コンクリートであることの確認	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・レディーミクストコンクリート納入書等に係る書類確認
			打込み ・打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ・締固め ・打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・レイトランスの除去）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・コンクリート打設中の鉄筋保護の養生	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			打込み後 コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
	6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	・種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ・テストピースの採取	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
		2) 構造体コンクリート強度試験	・圧縮強度、管理材齢	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
7.鉄骨工事	7.1 材料	1) 鉄骨	・鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明） ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状） ・頭付スタッド（規格・種類・寸法） ・溶接材料（鋼材の組合せ適否・保管） ・デッキプレート ・錆止め塗料	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
		2) 耐火被覆	・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
	7.2 施工	1) 資格	・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書等に係る書類確認
		2) 製作	製品 ・形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ・溶接状態 ・摩擦面（まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態） ・スタッドボルト（径・本数・配置） ・錆止め塗装範囲	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 溶接接合	・溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風） ・溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ） ・溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・パス間温度・スラグの清掃・裏はつり）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) ボルト接合	高力ボルト ・摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 普通ボルト ・ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認
		5) 鉄骨建方	・アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ） ・建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		6) 耐火被覆	・下地（浮き錆・付着油の除去） ・被覆厚さ ・耐火表示	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		7) 錆止め塗装	・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		8) 溶融亜鉛めっき工法	溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ・締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	1) 溶接接合	・外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足） ・突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ ・内部欠陥（フローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・超音波探傷試験に係る立会い確認 ・試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真等に係る書類確認
			不合格溶接の補修 ・外観（欠陥の補修状態） ・内部欠陥（欠陥の補修状態）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・超音波探傷試験に係る立会い確認 ・再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) スタッド溶接接合	・外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） ・打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
			不合格スタッド溶接の補修 ・補修状態	・目視に係る立会い確認 ・再試験成績書・工事写真等に係る書類確認
8.コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	8.1 材料	1) コンクリートブロック	・コンクリートブロック（規格・種類・寸法） ・モルタル（調合）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) ALC パネル 押出成形セメント板	・ALC パネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法） ・取付け金物（規格）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	8.2 施工	1) コンクリートブロック	・鉄筋（径・間隔） ・まぐさ受け補強	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) ALC パネル・押出成形セメント板	・建込（取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・錆止め・溶接部の処理・自重受け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
9. 防水工事	9.1 材料	1) アスファルト防水	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
		2) 改質アスファルトシート防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		4) 塗膜防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) シーリング	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	9.2 施工	1) アスファルト防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 改質アスファルトシート防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) 塗膜防水	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		5) シーリング	・ 目視、指触に係る確認 ・ 切取り試験に係る確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
10.石工事	10.1 材料		・石材（規格・種類・形状・色調・仕上げ） ・モルタル（調合） ・取付け金物（規格・種類・形状）	・見本との照合 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	10.2 施工		・下地（鉄筋・アンカー・取付け金物・錆止め） ・裏面処理 ・取付け（取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
11.タイル工事	11.1 材料		・タイル製品（規格・種類・形状・色調・裏足の形状及び寸法） ・モルタル（調合）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	11.2 施工	1) 陶磁器質タイル張り	・下地（コンクリート素地面の状態・下地モルタル浮き・伸縮調整目地） ・タイルの浮き ・外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・打診ハンマーに係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 陶磁器質タイル型枠先付け	・取付け状態 ・タイルの浮き ・外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・打診ハンマーに係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	11.3 試験		・接着力（引張接着強度）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
12.木工事	12.1 材料		・木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率） ・金物（形状・寸法・防錆処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	12.2 施工		・表面仕上げ ・防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
13.屋根及びとい工事	13.1 材料	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	・規格、材質、寸法、厚さ ・留付け金物（材質・形状・防錆処理） ・下葺材料（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) とい	・規格、材質、材種、寸法、径、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
	13.2 施工	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) とい	・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	13.3 試験	1) とい	・ 試験に係る立会い確認 ・ 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
14.金属工事	14.1 材料	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 金属成形板張り	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) アルミニウム製笠木	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		4) 手すり及びタラップ	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) アンカー	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	14.2 施工	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 金属成形板張り	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) アルミニウム製笠木	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		4) 手すり及びタラップ	・位置、固定度、手すりの高さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) アンカー	・あと施工アンカー（削孔深さ・清掃・埋め込み深さ・グラウト充填）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
15.左官工事	15.1 材料		・モルタル（調合）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	15.2 施工	1) モルタル塗り・せっこうプラスター塗り	・下地（目荒らし・水洗い） ・仕上り（むら・塗厚・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 床コンクリート直均仕上げ	・仕上り（むら・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 仕上塗材仕上げ	・下地処理 ・模様、色調、つや	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) ロックウール吹付	・配合、かさ比重、厚さ、耐火表示	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
16.建具工事	16.1 材料		・材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ） ・シーリング材、ガスケット（規格・種類・防火性能） ・ガラスブロック（規格・種類・形状）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	16.2 施工		製品 ・機能、性能、形状 ・表面処理（皮膜） ・仕上げ（塗膜厚） ・組立、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
			施工 ・アンカーの状態 ・枠廻りの防火区画の処理（モルタル詰め・ロックウール詰め） ・機能（特定防火設備の自動閉鎖装置） ・ガラスブロック積み（目地寸法・力骨間隔）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
17.カーテンウォール工事	17.1 材料	1) メタルカーテンウォール	・金属（規格・材質・形状・寸法・板厚・色） ・シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) PC カーテンウォール	・コンクリート（品質・種類・強度・スランプ・単位水量・調合） ・鉄筋（規格・種類・径） ・補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	17.2 施工	1) メタルカーテンウォール	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認
		2) PC カーテンウォール	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 ・鉄筋の組立（配筋状態・継手・定着・かぶり厚さ） 施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認
18.塗装工事	18.1 材料		・規格、種類、色、防火材料の指定又は認定	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	18.2 施工		・下地（乾燥・汚れ・平滑さ） ・塗料種類、塗り回数 ・外観（色調・塗りむら）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
19.内装工事	19.1 材料	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	・規格、種類、厚さ、色、模様	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) カーペット敷き	・規格、種類、厚さ、色、模様、防炎性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成樹脂塗床	・規格、種類、色	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
		4) フローリング張り	・規格、種類、寸法 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) 畳敷き	・種類、防虫処理 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		6) せっこうボードその他のボード及び合板張り	・規格、種類、厚さ ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		7) 壁紙張り	・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤（規格・種類） ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	19.2 施工	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	・下地（乾燥・平滑さ） ・仕上り状態（ふくれ・はがれ） ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) カーペット敷き	・下地面の清掃、接着性 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上げの種類 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) フローリング張り	・仕上げ、養生 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		5) 畳敷き	・畳ごしらえ、敷きこみ ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		6) せっこうボードその他のボード及び合板張り	・仕上り状態（目地通り・不陸・目違い） ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		7) 壁紙張り	・不燃性表示マーク ・仕上り状態（しわ・ふくれ・はがれ） ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		8) 断熱 防露	・厚さ ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
20.ユニット及びその他の工事	20.1 材料	1) フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、階段滑り止め、床目地棒、黒板及びホワイトボード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン及びカーテンレール	・規格、材質、種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) プレキャストコンクリート	・鉄筋（種類・径） ・コンクリート（17.1 2）PC カーテンウォールによる）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	20.2 施工	1) プレキャストコンクリート	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度 施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
21.排水工事	21.1 材料		・排水管、側塊、排水桝及びふた、グレーチング、鉄筋（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	21.2 施工		・根切り（深さ・勾配） ・地業（締固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配） ・排水桝（深さ・水平度） ・マンホールふた、グレーチング（高さ・防錆処理）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真等に係る書類確認
	21.3 試験		・通水	・試験に係る立会い確認 ・通水試験結果記録・工事写真等に係る書類確認
22.屋上緑化工事	22.1 材料		・屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム（防水層保護層・耐根層・保水材・排水層・透水層・土壌層） ・樹木（樹高・葉張り・幹周・樹種） ・芝張り、吹付けは種、地被類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	22.2 施工		・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びルーフトレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、かん水装置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法	
1.一般共通事項	1.1 機材	・規格（認定を受けた材料を含む） ・仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・ホルムアルデヒド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認	
	1.2 施工	1) 施工時	・認定を受けた工法 ・隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） ・資格（電気保安技術者）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上材取り付け前にふ設状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
		2) 完成時	・完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験 ①外観 ②性能、機能 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		3) 関連工事	・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる	・建築工事に準ずる
	1.3 試験	1) 性能試験	・絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
		2) 総合性能機能試験	・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） ・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字） ・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） ・計量・課金	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
2.電力設備工事	2.1 機材	1) 電線類	・電線類（規格・種類・太さ） ・バスダクト（規格・種類・容量・プラグイン） ・ライティングダクト（規格・種類・容量）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) 電線保護物類	・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・プルボックス、金属ダクト、トラフ（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・エキスパンションジョイント）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		3) 配線器具	・規格、種類、容量	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 照明器具	・規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		5) 分電盤	・規格、材質、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 制御盤	・規格、材質、寸法、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		7) 電熱装置	・温度検出部、降雪検出部、水分検出部	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		8) 雷保護設備	・突針支持管（規格・材質・形状・寸法） ・引下げ導線（材質・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		9) 接地	・接地端子箱（材質・種類・形状・寸法） ・埋設標（材質・文字）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		10) 外線材料	・電柱（規格・種類・寸法・積載荷重） ・装柱材料（規格・材質・種類・寸法） ・がいし（規格・種類・寸法） ・地中ケーブル（種類・太さ） ・マンホール、ハンドホール（形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
	2.2 施工	1) 共通事項	- 電線の接続（端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続） - 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態） - 電線の色別（電気方式・接地線）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 電線類及び電線保護物類	- 電線（種類・太さ） - 隠ぺい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） - 位置ボックス、プルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) ケーブル配線	- ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） - 二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） - 二重床内配線（損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) 架空配線	- 建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） - 架線（太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） - 支線（許容引張力・支線ガード）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		5) 地中配線	- 掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） - マンホール、ハンドホール（根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） - 管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		6) 接地	接地極（接続・離隔・埋設深さ）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		7) 電灯・コンセント設備	- 照明器具（脱落防止措置） - コンセント（接地極の位置・防水形コンセントの形状）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		8) 動力設備	- 配線（電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態） - 機器（操作・保守スペース・相回転）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		9) 電熱設備	発熱線（温度上昇・止水処理）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		10) 雷保護設備	- 接地極（接続・離隔・埋設深さ） - 受雷部（取付け・接続） - 引下げ導線、避雷導線（接続）	- 目視に係る立会い確認 - 計測に係る立会い確認 - 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		11) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2.3 試験		・照明器具（点灯・照度測定・照明制御装置の動作） ・コンセント（極性・回路） ・分電盤、制御盤（動作・シーケンス） ・動力設備（相回転・発停・連動・インターロック・警報）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
3.受変電設備工事	3.1 機材		・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験		・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器（動作・温度）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
4.静止型電源設備工事	4.1 機材		・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	4.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験		・直流電源装置（動作） ・交流無停電電源装置（並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
5.発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置	共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 ・配管材料（規格・材質・太さ） 発電機 ・規格、形式 原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 補機附属装置	・規格、材質、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	5.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配管・配線	・配管（接続・支持・防振継手） ・電線類（規格・種類・太さ） ・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5.3 試験		・始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
6.通信・情報設備工事	6.1 機材	1) 電線類	・規格、種類、太さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) 電線保護物類	・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・プルボックス（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		3) 配線器具	・通信用プラグユニット、コネクタ（規格・形式）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 端子盤・機器収納ラック	・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法	
	5) 自動火災報知装置	・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
	6) ガス漏れ火災警報装置	・受信機、検知器（構成）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
	7) その他の装置	・構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置（構成）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
	6.2 施工	1) 共通事項	・電線の接続（端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続） ・電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態） ・電線の色別（電気方式・接地線）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 電線類及び電線保護物類	・隠ぺい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） ・管の接続（管相互・異種管） ・位置ボックス、プルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	3) ケーブル配線（光ファイバーケーブルを除く）	・ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） ・二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） ・二重床内配線（損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	4) 光ファイバーケーブル配線	・屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	5) 床上配線	・ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	6) 架空配線	・建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） ・架線（太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） ・支線（許容引張力・支線ガード）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	7) 地中配線	・掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） ・マンホール、ハンドホール（根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） ・管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
	8) 接地	・ 接地極（接続・離隔・埋設）	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9) 据付け	・ アンカーボルト、点検スペース、防震措置	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6.3 試験	・ 構内情報通信網（送受信機能・通信機能） ・ 構内交換（基本機能・サービス機能） ・ 拡声、情報表示、誘導支援（動作） ・ テレビ（出力レベル・電界強度） ・ 監視カメラ（視界・画質・操作・映像切替） ・ 駐車場管制、防犯、拡声（動作） ・ 自動火災報知、ガス漏れ火災報知（動作） ・ 光ファイバーケーブル配線（接続損失）	・ 試験に係る立会い確認 ・ 試験成績書等に係る書類確認
7.中央監視制御設備 工事	7.1 機材	・ 警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置（構成） ・ 電線類（規格・種類・太さ）	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書 等に係る書類確認
	7.2 施工	1) 据付け	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	・ 監視制御装置（動作）	・ 試験に係る立会い確認 ・ 試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
8.医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 呼出装置	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.2 施工	1) 据付け	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8.3 試験	・ 分電盤、各種ナースコール装置類（動作）	・ 試験に係る立会い確認 ・ 試験成績書等に係る書類確認

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事）

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材		・規格（認定を受けた材料を含む） ・仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・ホルムアルデヒド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
	1.2 施工	1) 施工時	・認定を受けた工法 ・隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前にふ設状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
		2) 完成時	・完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の個別確認・試験 ①外観 ②性能、機能 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
	1.3 試験	1) 総合調整	・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・飲料水の水質測定	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法	
	2) 総合性能機能試験	・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） ・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字の状態） ・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） ・計量・課金	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	
2.共通工事	2.1 配管工事	1) 配管材料	・仕様、性能 ・管及び継手（規格・材質・用途・構造） ・管端防食管継手（規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 配管付属品	・一般用弁及び栓（規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力） ・量水器（方式・用途・検定の合格） ・スリーブ（材質・寸法・施工部位・貫通部の外径） ・防食材（規格・仕様・材質・厚さ） ・雑用材（仕様・材質・仕上げ・支持強度）	・自主検査記録・規格証明書・見本・機材料搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 ①水道事業者の承認済みであることの確認（給水装置）
		3) 計器その他	・規格、材質、取付け配管の用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度	・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材料搬入報告書等に係る書類確認
		4) 配管施工の一般事項	・ウォーターハンマー防止の措置 ・分流及び合流部分の継手種類と流れ方向、建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態、伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料・工事写真等に係る書類確認
		5) 管の接合	・資格（溶接技能者） ・使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生 ・接合（ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態） ・接着剤の塗布状態、差込み長さ	・目視に係る立会い確認 ・資格証明書の確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真・溶接記録・資格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 勾配、吊り及び支持	・勾配（配管の種類による勾配・水抜き及び空気抜きの位置） ・吊り及び支持（支持間隔・支持・振れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理）	・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認 ①許容荷重は施工計画書で書類確認
		7) 埋設配管	・給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置 ・埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テープ ・防食処理	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		8) 貫通部の処理	・モルタル又はロックウールによる開口部埋戻し ・不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		9) 試験	・漏れ、強度、詰り、圧力差、試験時期 ・冷温水、冷却水、蒸気、油、高温水、冷媒配管（耐圧・試験圧力値・保持時間） ・給水、給湯配管（水圧・試験圧力値・保持時間） ・排水、通気配管（満水・通水） ・消火配管（水圧・気密・試験圧力値・保持時間）	・試験に係る立会い確認 ・試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	2.2 保温、塗装及び防錆工事	1) 保温工事	・種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 ・テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 ・屋外及び多湿箇所のラッキングの継目シールの状態	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		2) 塗装工事	・規格、種類、塗装箇所、塗り回数	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		3) 防錆工事	・規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書等に係る書類確認
	2.3 関連工事		・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる。	・建築工事に準ずる
3.空気調和設備工事	3.1 機材	1) 機器類	・規格、仕様、性能、材質、板厚	・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) ダクト及びダクト付属品	・規格、材質、厚さ ・可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		3) 制気口及びダンパー	・材質、構造、寸法、板厚、色、開口率 ・整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 機器の据付け及び取付け	・据付け位置、アンカーボルト取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定支持金物 ・離隔（機器間・窓・ガラリ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
		2) ダクトの製作及び取付け	・ダクトの形状及び寸法、傾斜角度、整流板の位置、はぜ部及び接続部のシール ・ボルト及びナットの締付け状態、補強材の取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定 ・風量測定口（取付け個数・取付け位置・点検口の位置）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
		3) 制気口及びダンパー	・吹出口、吸込口、排煙口（取付け状態・操作スペース） ・ダンパー（操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け） ・ガラリ（止水処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認
4.自動制御設備工事	4.1 機材	1) 自動制御機器	・形式、弁（種類・材質）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		2) 自動制御盤	・規格、材質、構成、寸法、単位装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		3) 中央監視制御装置	・規格、形式、構造、容量	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		4) 計装用機材	・規格、種類、寸法、外観	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
	4.2 施工	1) 機器類及び盤類の取付け	・取付け位置、点検スペース ・支持、固定、耐震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配管・配線	・支持、固定 ・エキスパンション部の処理、耐震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験			・自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤（動作・絶縁抵抗・耐電圧）

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
5.給排水衛生設備工事	5.1 機材	1) 衛生器具	・規格、仕様、種類、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) ポンプ	・仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		3) 温水発生機	・規格、仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		4) タンク	・仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		5) 消火機器	・規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 厨房機器	・規格、材質、寸法、板厚、仕上げ ・安全装置の有無、転倒防止措置への対応	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		7) 排水金具	・規格、材質、構造、仕上げ、トラップの封水深さ及び有効面積	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		8) 桝及びふた	・規格、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	5.2 施工	1) 衛生器具	・取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		2) 給排水衛生機器	・アンカーボルト取付け ・据付け状態、防振措置、保有距離	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
6.ガス設備工事	6.1 機材	1) 都市ガス設備	・規格、仕様、材質、種類、構造	・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	・規格、材質、種類、仕上げ	・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 都市ガス設備	・取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態 ・非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	・取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置 ・防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6.3 試験		・配管（気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火）	・試験成績書等に係る書類確認 ・試験に係る立会い確認
7.さく井設備工事	7.1 機材及び施工		・材質、構成、寸法 ・掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径 ・電気検層図、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充てん、遮水状態、泥水濃度	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・機材搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	7.2 試験		・揚水（予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復） ・水質	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
8.浄化槽設備工事	8.1 機材	1) 現場施工型浄化槽	・材質、構成、形式、構造、防錆処理	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) ユニット型浄化槽	・材質、構造、寸法	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.2 施工		・配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8.3 試験		・水張り、満水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
9.医療ガス設備工事	9.1 機材	・規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	9.2 施工	・据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9.3 試験	・系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動 ・遠隔警報器（耐電圧・作動）	・試験に係る立会い確認 ・完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認 ・試験成績書・使用開始前に完工確認報告書等に係る書類確認

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 機材		・規格（認定を受けた材料を含む） ・仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ・ホルムアルデヒド等の発散 ・防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認。 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認
	1.2 施工	1) 施工時	・認定を受けた工法 ・隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		2) 完成時	・完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） ・機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確認・試験 ①外観の確認 ②個別性能機能確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書・指摘是正記録・是正記録写真等に係る書類確認
	1.3 試験		・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時自家発供給・復電時正常復帰）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認
2.昇降機設備工事	2.1 機材	1) エレベーター	・仕様、構造、形状、寸法 ・性能、救出口（形状・位置）	・目視・試験に係る確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) エスカレーター	・材質、形状、寸法、板厚	・目視・試験に係る確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	2.2 施工	1) エレベーター	・固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
		身体障害者付加仕様 ・機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 ・視覚障害者用装置、点字銘板	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		非常用エレベーター付加仕様 ・標識及び表示灯、非常スイッチ（位置・形状） ・管制運転フロー、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		2) エスカレーター ・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ビスの増締め、アース線接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
	2.3 試験	1) エレベーター ・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
		2) エスカレーター ・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
3.機械式駐車設備工事	3.1 機材	・規格、機能、性能、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	・据付け状態、固定、勾配、隙間距離、設置位置、出入口の最小有効寸法、耐震措置 ・運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ビスの増締め	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験	・負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（戸建木造住宅：軸組工法/枠組壁工法）

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
1.一般共通事項	1.1 材料		・規格（認定を受けた材料を含む） ・品質、性能、関係法令適合品表示 ・ホルムアルデヒド等の発散	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認
	1.2 施工		・認定を受けた工法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認 ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認
2.仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	・敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・敷地内既存物と建物の位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) ベンチマーク	・設定状態、位置 ・高さ（設計 GL との関係）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 遣り方	・建物と敷地、道路境界線のはなれ ・建物の境界からの距離、柱心、壁心、外壁心からの距離	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
3.土工事・地業工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	・種類、土質	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3.2 施工		・自主検査記録、地盤調査報告書等に係る書類確認
		1) 地盤	支持地盤 ・造成状態、地質と地耐力度 杭、地盤補強 ・径、長さ、深さ、位置 ・継手処理、杭頭処理、補強	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録等に係る書類確認
		2) 根切り	・根切り底（直接基礎） ・支持力（杭基礎） ・根切り底の転圧、砕石（割栗）地業	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録等に係る書類確認
		3) 埋戻し及び盛土	・盛土の高さ、転圧	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
4.基礎工事（直接基礎・杭基礎）	4.1 材料	1) 鉄筋、金物	・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・アンカーボルト（品質・材質・寸法・径・長さ・認定マーク） ・スプーサー（材質・形状・寸法） ・溶接金網（規格・網目の形状・寸法・径）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) コンクリート	・セメント（規格・種類） ・骨材（規格・種類・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） ・水（規格） ・混和材料（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	4.2 施工	1) 鉄筋、金物	配筋 ・形状、寸法、配置、レベル、継手、定着、長さ、ピッチ、補強筋、かぶり厚 ・スリーブ、逃げ配管の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			アンカーボルト ・埋め込み状態、通心、首出寸法 ・位置、本数、型枠への固定	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			床下換気孔又はこれに代わるもの ・位置、大きさ、数量 ・防火設備	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) コンクリート工事	型枠組立 ・レベル ・配置寸法、基礎形状寸法 ・先行配管、スリーブ状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			打込み ・コンクリートの受入れ（指定コンクリートであること） ・打込み箇所の清掃、散水 ・締固め、打継ぎ面の処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			養生 ・初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・型枠存置期間	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			仕上がり ・ひび割れ、じゃんか、空洞、コールドジョイント	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			3) 床下防湿・防蟻措置 ・防湿層の敷こみ方 ・防湿措置 ・防蟻措置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
5.木工事一般事項及び木造躯体工事	5.1 材料	軸組工法	1) 主要構造部材（土台・柱・梁・筋かい） ・木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法） ・各種ボード類（規格・品質・寸法） ・釘、金物（規格・品質・形状・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			2) 造作部材 ・木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法） ・各種ボード類（規格・品質・寸法） ・釘、金物（規格・形状・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
			3) 防腐、防蟻	・ 薬剤（規格・品質）
		枠組壁工法	1) 主要構造部材（土台、根太、壁上枠・下枠・たて枠、等）	・ 木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法） ・ 各種ボード類（規格・品質・寸法） ・ 釘、金物（規格・品質・寸法・形状）
			2) 造作部材	・ 木材（規格・品質・樹種・材種・形状・断面寸法） ・ 各種ボード類（規格・品質・寸法） ・ 釘、金物（規格・品質・形状・寸法）
			3) 防腐、防蟻	・ 薬剤（規格・品質）
	5.2 施工	軸組工法	1) 土台	・ 基礎との取り合い（すれ・レベル） ・ 土台継手とナットのかかり方、しめつけ力 ・ 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・ 金物（使用金物の状態・金物の認定マーク） ・ 防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲）
			2) 床組	・ 位置、高さ ・ 床束、束石、根がらみの取付け状態 ・ 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・ 金物の状態 ・ 火打、構造用合板による剛な床組 ・ 防腐措置・防蟻措置（塗布回数・塗布範囲）
			3) 柱	・ 通し柱、柱の位置と垂直度 ・ 隅柱の補強（通し柱に代わる管柱） ・ 土台との接合状態（割れ・すきま・ねじれ） ・ 横架材との接合状態（割れ・すきま・ねじれ） ・ 金物の状態 ・ 欠込み部補強状態 ・ 防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲）
			4) 横架材（梁、桁、胴差）	・ 構造耐力上支障のある欠込みのないこと ・ 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・ 金物の状態
			5) 筋かい面材耐力壁	・ 端部接合方法、金物の取付け状態 ・ 使用箇所、本数、寸法 ・ 筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ
			6) 小屋組	・ けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 ・ 垂木の緊結方法、状態 ・ 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・ 金物の状態

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
	枠 組 壁 工 法	1) 土台及び床枠組	・基礎との取合い（すれ・レベル） ・土台継手とナットのかかり方、しめつけ力 ・位置、高さ ・床束、束石、根がらみの取付け状態 ・床根太、ころび止め ・床下張りの状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・接合金物（使用金物の状態・金物の認定マーク） ・防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 壁枠組	耐力壁の種類別 ・耐力壁（上枠及び下枠・頭つなぎ・隅柱・枠組材の欠き込み及び穴あけ） ・耐力壁の開口部・両面開口部の補強 ・床枠組及び土台との緊結 ・外壁下張りの位置 ・筋かい、ころび止め ・外壁内通気 ・金物の状態 ・防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 小屋組	構成、方式別 ・垂木相互の間隔、垂木つなぎ ・垂木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結 ・振れ止め ・各部分の緊結 ・小屋面の開口部 ・屋根下張り ・金物の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
6.屋根工事	6.1 材料	1) 屋根	・規格、材質、種類、寸法、厚さ ・留付け金物（材質、形状、防錆処理） ・下葺き材料（規格、種類）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) とい	・規格、材質、材種、形状、寸法、径	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 屋根	・下葺き材の重ね合わせ、立上げ寸法 ・板金による捨て谷、本谷、雨押さえの状態 ・栈木の取付け状態 ・緊結状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) とい	・勾配、位置、固定 ・接着剤	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
7.断熱工事	7.1 材料		・規格、材質、種類、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	7.2 施工		・固定方法、すきま ・施工部位 ・結露対策	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
8.防水工事	8.1 材料		・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	8.2 施工		・下地処理、勾配、ドレンの設置状態 ・オーバーフロー管の設置状態 ・漏水試験	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
9.造作工事	9.1 材料		・下地材（材質・形状・寸法） ・仕上げ材（材質・形状・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	9.2 施工		・固定方法、機能 ・取付け位置、見栄え ・高さ、幅、奥行き ・外壁内通気措置、小屋裏換気の設置状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
10.外壁、軒裏工事	10.1 材料		・規格、材質、種類、形状、寸法 ・外壁板、窯業系サイディング、金属サイディング（規格・材質・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	10.2 施工		・固定方法、機能 ・割付け、張り分け ・取付け位置、見栄え ・透湿シート、防水シート、通気層 ・貫通部の防水処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
11.左官工事	11.1 材料		・セメント、砂、混和材料、ラス、防水紙（規格） ・せっこうプラスター、繊維壁、しっくい、土壁（規格・材質・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	11.2 施工		・下地処理 ・仕上がり精度、見栄え	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
12.内外装工事	12.1 材料	1) タイル張り	・規格、種類、形状、裏足の長さ、色調	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法	
		2) 畳敷き	・材質、種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) カーペット敷き	・規格、種類、色、風合い	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	・規格、種類、厚さ、色柄 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 壁紙張り	・規格、種類 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	12.2 施工	1) タイル張り	・下地処理 ・工法別の張付けモルタルの塗り厚 ・タイルの浮き	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・打診に係る確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 畳敷き	・畳ごしらえ、畳割り ・縁幅の筋目通り ・敷き込み後段違い、すきま	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) カーペット敷き	・下地処理、下地材の固定状態 ・接着剤の塗布状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	・下地面の清掃 ・はぎ目、継手、出入り口、柱付きのすきま ・不陸、目違い、たるみ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 壁紙張り	・仕上がり状態（ふくれ・はがれ・継手） ・表示マーク	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	13.建具まわり工事	1) 外部建具及び止水	・規格、機能、性能、材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 内部建具	・規格、材質、種類、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 建具金物	・形状、寸法、防犯性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
	13.2 施工	1) 外部建具及び止水	・組立、取付け（水平・垂直・ねじれ） ・作動状態 ・止水処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 内部建具	・組立、取付け（水平・垂直・割れ・はがれ） ・作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 建具金物	・組立、取付け ・作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
14.塗装工事	14.1 材料		・規格、種類、色	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	14.2 施工		・種類、塗り回数 ・仕上がり	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
15.給排水設備工事	15.1 機材	1) 給水・給湯設備	・規格、材質、種類、寸法、径、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 排水設備	・規格、材質、種類、寸法、径、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	15.2 施工	1) 給水・給湯設備	・管の接合、吊り及び支持 ・防食措置 ・設備機器取付け	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 排水設備	・管の接合、吊り及び支持 ・配管勾配、ますの取付け ・設備機器取付け	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	15.3 試験		・水圧 ・通水、通湯	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
16.ガス設備工事・ ガス機器等設置 工事	16.1 機材	1) 都市ガス設備 液化石油ガス設備	・規格、仕様、材質、種類、構造	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	16.2 施工		・管の接合、支持金物、必要な防護措置 ・防食措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
17.電気工事	17.1 機材	1) 電力設備	・規格、仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 弱電設備		・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目		確認項目	具体的な確認方法
18.衛生設備工事・雑工事	17.2 施工	1) 電力設備	・電線類に適合した接続 ・電線及びケーブルの接続 ・屋内配管と他の設備配管との隔離 ・絶縁 ・ケーブル配線、接地、照明器具、配線器具の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 弱電設備	・電線類に適合した接続 ・電線と機器の接続 ・作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	18.1 機材	1) 衛生設備	・規格、仕様、性能、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 浄化槽	・規格、仕様、性能、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 便槽	・規格、仕様、性能、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) 局所換気設備 居室等の換気設備	・規格、仕様、性能、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 雑工事	・規格、仕様、性能、種類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	18.2 施工	1) 衛生設備	・設置、取付け、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 浄化槽	・設置、配管の接続、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 便槽	・設置、取付け、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) 局所換気設備 居室等の換気設備	・設置、取付け、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 雑工事	・設置、取付け、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。